

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	中央卸売市場 企画課（06-6469-7935） 本場（06-6469-7970） 東部市場（06-6756-3981） 南港市場（06-6675-2020）																																																																															
処分課（担当）名	同上																																																																															
処分の名称	取引参加者に対する処分（行為者及びその監督責任に基づく法人又は人への監督処分として行うもの）																																																																															
概要	卸売業者、仲卸業者、売買参加者又はこれらの者以外の取引参加者について、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し大阪市中央卸売市場業務条例、同条例施行規則若しくは同南港市場施行規則又はこれらに基づく処分に違反する行為をしたときは、その行為者に対して入場を停止することがあります。 また、行為者の所属する卸売業者、仲卸業者、売買参加者又はこれらの者以外の取引参加者に対して、業務の停止命令等を講じることがあります。																																																																															
根拠法令等 及び条項	中央卸売市場業務条例第69条第6項（昭和46年条例第40号） （ https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html ） 大阪市中央卸売市場における市場業務等に係る行政処分要綱 （中央卸売市場 企画課・本場・東部市場・南港市場各場担当窓口）																																																																															
処分基準	◎違反行為を行った者（以下「違反行為者」といいます。）に対し、6月以内の期間を定めて入場の停止を命じることがあります。 ◎また、違反行為者の所属する法人又は人に対し、次の処分をすることがあります。 (1) 卸売業者の場合 (A) 違反行為の中止、変更その他の是正命令 (B) 50,000円以下の過料納付命令 (C) 許可の取消し、6月以内の期間を定めた業務の全部又は一部の停止命令 (D) 6月以内の期間を定めた市場施設の使用制限等の措置 (E) 違反行為を行った役員の解任命令 (2) 仲卸業者の場合 (A) 違反行為の中止、変更その他の是正命令 (B) 50,000円以下の過料納付命令 (C) 認定の取消し、6月以内の期間を定めた業務の全部又は一部の停止命令 (D) 6月以内の期間を定めた市場施設の使用制限等の措置 (3) 売買参加者の場合 (A) 違反行為の中止、変更その他の是正命令 (B) 50,000円以下の過料納付命令 (C) 認定の取消し、6月以内の期間を定めた市場への入場の停止命令 (4) 取引参加者（卸売業者、仲卸業者、売買参加者を除く。）の場合 (A) 違反行為の中止、変更その他の是正命令 (B) 50,000円以下の過料納付命令 (C) 6月以内の期間を定めた市場施設の入場停止命令 ◎違反行為者に対する入場停止命令、法人又は人に対する業務停止命令又は入場停止命令をする場合は次の表によります。																																																																															
	<table><tr><th rowspan="2">項番</th><th colspan="2">違反行為者への監督処分</th><th colspan="2">監督責任に基づく法人又は人への監督処分</th></tr><tr><th>処分手由（抵触規定）</th><th>基準期間</th><th>対象となる法人又は人</th><th>基準期間</th></tr><tr><td>ア</td><td>せり・入札参加資格のない者を含んだせり・入札の実施（条例第41条第2項）</td><td>2日</td><td rowspan="2">卸売業者</td><td>2日</td></tr><tr><td>イ</td><td>正当な理由のない卸売代金変更（条例第52条）</td><td>2日又は7日</td><td>2日又は7日</td></tr><tr><td>ウ</td><td>衛生上有害な物品の売買、所持（条例第51条第2項）</td><td>2日</td><td rowspan="15">取引参加者</td><td>2日</td></tr><tr><td>エ</td><td>その他売買取引に関する条例等違反</td><td>2日、7日又は20日</td><td>2日又は7日</td></tr><tr><td>オ</td><td>失火（施行規則第51条、南港規則第52条又は条例第75条第1項）</td><td>2日又は7日</td><td>2日又は7日</td></tr><tr><td>カ</td><td>廃棄物等の不適切な処理（施行規則第52条第1項第1号又は南港規則第53条第1項第1号）</td><td>2日又は7日</td><td>2日又は7日</td></tr><tr><td>キ</td><td>必要物品の放置（施行規則第52条第1項第2号又は南港規則第53条第1項第2号）</td><td>2日</td><td>2日</td></tr><tr><td>ク</td><td>監督処分違反（入場停止処分違反）（条例第69条第6項）</td><td>20日</td><td>2日又は7日</td></tr><tr><td>ケ</td><td>指定場所以外での喫煙（条例第75条第1項）</td><td>2日</td><td>2日</td></tr><tr><td>コ</td><td>たばこの吸い殻の投棄（条例第75条第1項）</td><td>2日</td><td>2日</td></tr><tr><td>サ</td><td>車両等による市場内交通ルール違反（条例第75条第1項）</td><td>2日、7日又は20日</td><td>2日</td></tr><tr><td>シ</td><td>駐車禁止場所への駐車（条例第75条第1項）</td><td>2日</td><td>2日</td></tr><tr><td>ス</td><td>市場施設の滅失又は損傷（条例第75条第1項）</td><td>2日、7日又は20日</td><td>2日又は7日</td></tr><tr><td>セ</td><td>落書き行為（条例第75条第1項）</td><td>2日又は7日</td><td>2日</td></tr><tr><td>ソ</td><td>暴行その他これに類する行為（条例第75条第1項）</td><td>2日、7日又は20日</td><td>2日又は7日</td></tr><tr><td>タ</td><td>開設者の指示に従わない、反抗的な言動を行う、又は開設者の業務の妨害（条例第75条第1項）</td><td>2日、7日又は20日</td><td>2日</td></tr><tr><td>チ</td><td>上記以外の市場の業務又は市場内における他人の業務の妨害、その他市場の秩序を乱す行為（条例第75条第1項）</td><td>2日、7日又は20日</td><td>2日又は7日</td></tr></table>	項番	違反行為者への監督処分		監督責任に基づく法人又は人への監督処分		処分手由（抵触規定）	基準期間	対象となる法人又は人	基準期間	ア	せり・入札参加資格のない者を含んだせり・入札の実施（条例第41条第2項）	2日	卸売業者	2日	イ	正当な理由のない卸売代金変更（条例第52条）	2日又は7日	2日又は7日	ウ	衛生上有害な物品の売買、所持（条例第51条第2項）	2日	取引参加者	2日	エ	その他売買取引に関する条例等違反	2日、7日又は20日	2日又は7日	オ	失火（施行規則第51条、南港規則第52条又は条例第75条第1項）	2日又は7日	2日又は7日	カ	廃棄物等の不適切な処理（施行規則第52条第1項第1号又は南港規則第53条第1項第1号）	2日又は7日	2日又は7日	キ	必要物品の放置（施行規則第52条第1項第2号又は南港規則第53条第1項第2号）	2日	2日	ク	監督処分違反（入場停止処分違反）（条例第69条第6項）	20日	2日又は7日	ケ	指定場所以外での喫煙（条例第75条第1項）	2日	2日	コ	たばこの吸い殻の投棄（条例第75条第1項）	2日	2日	サ	車両等による市場内交通ルール違反（条例第75条第1項）	2日、7日又は20日	2日	シ	駐車禁止場所への駐車（条例第75条第1項）	2日	2日	ス	市場施設の滅失又は損傷（条例第75条第1項）	2日、7日又は20日	2日又は7日	セ	落書き行為（条例第75条第1項）	2日又は7日	2日	ソ	暴行その他これに類する行為（条例第75条第1項）	2日、7日又は20日	2日又は7日	タ	開設者の指示に従わない、反抗的な言動を行う、又は開設者の業務の妨害（条例第75条第1項）	2日、7日又は20日	2日	チ	上記以外の市場の業務又は市場内における他人の業務の妨害、その他市場の秩序を乱す行為（条例第75条第1項）	2日、7日又は20日	2日又は7日
	項番		違反行為者への監督処分		監督責任に基づく法人又は人への監督処分																																																																											
		処分手由（抵触規定）	基準期間	対象となる法人又は人	基準期間																																																																											
	ア	せり・入札参加資格のない者を含んだせり・入札の実施（条例第41条第2項）	2日	卸売業者	2日																																																																											
	イ	正当な理由のない卸売代金変更（条例第52条）	2日又は7日		2日又は7日																																																																											
	ウ	衛生上有害な物品の売買、所持（条例第51条第2項）	2日	取引参加者	2日																																																																											
	エ	その他売買取引に関する条例等違反	2日、7日又は20日		2日又は7日																																																																											
	オ	失火（施行規則第51条、南港規則第52条又は条例第75条第1項）	2日又は7日		2日又は7日																																																																											
	カ	廃棄物等の不適切な処理（施行規則第52条第1項第1号又は南港規則第53条第1項第1号）	2日又は7日		2日又は7日																																																																											
キ	必要物品の放置（施行規則第52条第1項第2号又は南港規則第53条第1項第2号）	2日	2日																																																																													
ク	監督処分違反（入場停止処分違反）（条例第69条第6項）	20日	2日又は7日																																																																													
ケ	指定場所以外での喫煙（条例第75条第1項）	2日	2日																																																																													
コ	たばこの吸い殻の投棄（条例第75条第1項）	2日	2日																																																																													
サ	車両等による市場内交通ルール違反（条例第75条第1項）	2日、7日又は20日	2日																																																																													
シ	駐車禁止場所への駐車（条例第75条第1項）	2日	2日																																																																													
ス	市場施設の滅失又は損傷（条例第75条第1項）	2日、7日又は20日	2日又は7日																																																																													
セ	落書き行為（条例第75条第1項）	2日又は7日	2日																																																																													
ソ	暴行その他これに類する行為（条例第75条第1項）	2日、7日又は20日	2日又は7日																																																																													
タ	開設者の指示に従わない、反抗的な言動を行う、又は開設者の業務の妨害（条例第75条第1項）	2日、7日又は20日	2日																																																																													
チ	上記以外の市場の業務又は市場内における他人の業務の妨害、その他市場の秩序を乱す行為（条例第75条第1項）	2日、7日又は20日	2日又は7日																																																																													
	◎基準期間は加算される場合があります。 ◎処分の量定は、市場の適正・健全な運営への影響の程度、他の取引参加者の不利益の程度、過失の程度その他の事情を総合的に考慮して決定します。																																																																															
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shijo/page/0000023610.html																																																																															
備考	—																																																																															